

広島県告示第二百九十七号

平成二十年広島県告示第五百八十二号（指定管理者管理漁港施設使用基準）の全部を次の
のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

指定管理者管理漁港施設使用基準

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 使用資格（第三条）
- 第三章 使用基準（第四条—第十二条）
- 第四章 権利の譲渡又は義務の引受けの禁止（第十三条）
- 第五章 共同所有者（第十四条—第十八条）
- 第六章 船舶の法人所有責任者（第十九条）
- 第七章 施設の使用制限（第二十条・第二十一条）
- 第八章 損害の負担及び紛争の処理（第二十二条・第二十三条）
- 第九章 使用許可期間等（第二十四条・第二十五条）
- 第十章 使用許可の取消し等（第二十六条）
- 第十一章 使用許可の終了（第二十七条—第二十九条）
- 第十二章 研修室、駐車場、シャワー及び構内道路（第三十条・第三十一条）
- 第十三章 雜則（第三十二条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号。以下「条例」という。）第十四条の三第二項に規定する指定管理施設の円滑で適正な運営に資するため、当該施設の使用と管理に関する基準を定める。

（定義）

第二条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「施設」とは、条例第十四条の三第二項に規定する指定管理施設をいう。
- 二 「艇置施設」とは、施設のうち、船舶を艇置する施設をいう。
- 三 「使用者」とは、指定管理者から施設の使用許可を受けた者をいう。
- 四 「許可船舶」とは、使用者が艇置施設の使用許可を受けた船舶をいう。
- 五 「指定管理者」とは、施設について、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより知事の指定を受けた法人その他の団体をいう。

- 六 「単独所有者」とは、個人であつて、許可船舶を単独所有する使用者をいう。
- 七 「共同所有者」とは、許可船舶が個人の共有である場合において、その許可船舶の所有者である使用者をいう。

- 八 「共同使用者」とは、共同所有者並びに許可船舶を維持管理する上で必要な者及び許可船舶を操縦する上で必要な者のうち使用者から届出のあつた者をいう。

- 九 「使用者等」とは、使用者及び共同使用者をいう。

第二章 使用資格

(使用資格)

第三条 艇置施設の使用許可の対象船舶は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 一 艇置施設内に艇置が可能な船舶であること。
- 二 排水装置を備えていること。
- 三 総トン数二十トン未満の船舶である場合にあつては小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第七条の規定により通知を受けた船舶番号を、漁船である場合にあつては漁船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）第十二条第一項の規定により交付を受けた登録番号を船体に表示していること。
- 四 水上オートバイ、パーソナルウォーターフラフト、カヌー、セールボードその他これらに類するものでないこと。

五 その他指定管理者が艇置施設の使用を不適当と認めた船舶でないこと。

2 艇置施設の使用許可を受ける者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 一 前項に掲げる要件を満たした船舶（以下「資格船舶」という。）の所有者又はリース契約等により当該船舶の独占的な使用権を有する者であること。
- 二 資格船舶が共有に係るものであるときは、共同所有者の人数が十人を超えて、かつ、共同所有者全員が使用者であること（指定管理者が特に認める場合を除く。）。
- 三 資格船舶が法人の所有に係るものであるときは、責任者として指定管理者に登録された者がいること。
- 四 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると知事が認める者その他知事が艇置施設の使用を不適当と認める者でないこと。
- 五 使用者等（法人の場合は、その法人及び全ての役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 3 使用者は、許可船舶による航行等の際の事故により生じた損害を賠償し、又は補填するため、艇置施設を使用する際には損害賠償責任保険に加入するよう努めるものとする。

第三章 使用基準

(使用基準)

第四条 使用者等は、条例、広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十二号。以下「規則」という。）、この基準、この基準に基づき知事又は指定管理者が定める

運用に関して必要な事項及び使用許可に際して付される条件並びに知事又は指定管理者の指示に従い、施設を使用することができる。

(禁止事項)

- 第五条 施設の円滑かつ適正な利用及び事故防止のため、使用者等は、次に掲げる行為等をしてはならない。
- 一 施設内において粗野又は乱暴な言動をして他人に不安感、不快感等を与えること。
 - 二 他人の迷惑となる行為をするなど、施設内の秩序を乱すこと。
 - 三 許可を受けている施設以外の施設に許可なく立ち入ること。
 - 四 施設で魚釣り等を行うこと。
 - 五 正当な理由なく施設で寝泊まり等を行うこと。
 - 六 正当な理由なく施設に駐車すること。
 - 七 正当な理由なく施設に車両、荷物、ごみ若しくは廃棄物を放置し、又は投棄すること。
 - 八 指定管理者の事前の書面による承諾なく、施設内においてボート、ヨット、エンジン、航行機器その他の物品の販売若しくは賃貸又は有償の役務の提供その他これらに類する行為を行うこと。
 - 九 指定管理者の事前の書面による承諾なく、継続的に許可船舶を使用して第三者にクルージング、釣り、ダイビング等をさせ、又はそれらの役務を提供すること。
 - 十 施設内において許可船舶以外の浮き船台を使用すること。
 - 十一 使用者等（法人の場合は、その法人及び役員を含む。）が、第三条第二項第五号に規定する暴力団又は暴力団員になること。
 - 十二 第三条第二項第五号に規定する暴力団又は暴力団員を許可船舶に乗船させ、又は許可船舶若しくは施設を使用させること。
 - 十三 施設内において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、賭博等の犯罪行為若しくは法令違反行為を行い、又は使用者の許可船舶を使用させた者にこれらの行為を行わせること。
 - 十四 その他指定管理者が知事の承認を得て、新たに定めた行為等をすること。
- (許可船舶の変更の禁止)
- 第六条 使用者は、使用許可期間の中途において、許可船舶を変更してはならない。ただし、使用者が変更をしようとする日の一月前までに指定管理者に申請し、その承諾を得た場合は、この限りでない。
- (許可船舶の保守、管理及び航行責任)
- 第七条 使用者は、自らの責任で許可船舶の保守、管理及び航行を行うものとし、第三者に對し、これらの行為を委託してはならない。ただし、指定管理者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (善管注意義務)
- 第八条 使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、施設を使用しなければならない。

(環境配慮義務)

第九条 使用者等は、自らの負担において、使用する施設を隨時清掃し、当該施設及びその周辺に木切れ、荷札、針金、金属くず、木皮、土砂、弁当殻等のごみが散乱し、又は第三者による不法投棄が行われることのないよう、適正な管理に努めなければならない。

2 使用者等は、飛散しやすい貨物を取り扱う場合は、当該貨物の飛散を防止するための措置を講じなければならない。

(安全配慮義務)

第十条 使用者等は、施設を使用する際は、安全に配慮し、危険を防止するための措置を講じなければならない。

(原状回復義務)

第十一条 使用者等は、施設を損傷し、汚染し、又は滅失したときは、自らの負担において当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者等は、前項の原状回復を行おうとするときは、指定管理者に届け出なければならぬ。ただし、生命、身体又は財産の安全を確保するために行う応急措置については、この限りでない。

(規則等の遵守義務)

第十二条 使用者等は、知事又は指定管理者が施設の使用に関して別に定める規則等を遵守しなければならない。

2 知事又は指定管理者は、前項の規則等を制定し、若しくは変更した場合には、その内容を施設内の所定の場所に掲示するものとする。

第四章 権利の譲渡又は義務の引受けの禁止

(権利の譲渡又は義務の引受けの禁止)

第十三条 使用者は、有償又は無償を問わず、第三者に対し、施設の使用に関する権利の全部又は一部を承継させ、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 使用者は、有償又は無償を問わず、指定管理者の書面による承諾なく、施設の使用に關して負担する義務の全部又は一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

第五章 共同所有者

(共同所有者の代表者)

第十四条 共同所有者のうち一人を、当該許可船舶の共同所有者の代表者（以下「共有代表者」という。）とする。

2 共有代表者は、許可船舶の船舶検査証書の船舶所有者欄に記載された者でなければならぬ。

3 共有代表者を変更した場合には、共同所有者は、その旨を指定管理者に届け出なければならぬ。

4 共有代表者が死亡した場合には、共同所有者は、その中から新たな共有代表者を定め、指定管理者に届け出なければならない。

(共同所有者等の義務)

第十五条 共同所有者は、他の全ての共同所有者及び知事又は指定管理者に対し、知事又は指定管理者からの共同所有者に対する通知の受領、知事又は指定管理者に対する各種の申請その他の共同所有者がこの基準の規定により負う義務を履行する義務を相互に連帶して負責ものとする。

- 2 共有代表者は、他の全ての共同所有者及び知事又は指定管理者に対し、他の全ての共同所有者を代理して、前項に規定する義務のほか、次の事項につきその他の共同所有者に優先して義務を負うものとする。

- 一 知事又は指定管理者からの全ての共同所有者に対する通知を単独で受領すること。
- 二 知事又は指定管理者に対する各種の申請を単独で行うこと。

(共同使用者の行為の効果)

第十六条 共同使用者がこの基準に基づいて行った行為及び施設内において行った行為の効果は、行為者本人及び他の全ての共同使用者に及ぶものとする。

(共有持分譲渡の禁止)

第十七条 共同所有者は、許可船舶の共有持分の全部又は一部を、他の共同所有者以外の者に譲渡してはならない。

(共有持分の変更の届出)

第十八条 共同所有者が許可船舶の共有持分の全部又は一部を他の共同所有者に譲渡したときは、共有代表者は、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第六章 船舶の法人所有責任者

(船舶が法人所有における責任者の義務)

第十九条 許可船舶が法人の所有である場合における責任者は、法人及び知事又は指定管理者に対し、知事又は指定管理者から法人に対する通知の受領、知事又は指定管理者に対する各種の申請その他の法人がこの基準の規定により負う義務を履行する義務を負うものとする。

第七章 施設の使用制限

(行事開催時等の使用制限)

第二十条 指定管理者は、施設内において知事又は指定管理者が主催し、共催し、又は後援する行事等の実施に際し、使用者等の施設の使用を制限することができる。

- 2 指定管理者は、知事又は指定管理者が行う施設の保守及び管理に必要な工事等の実施に際し、使用者等の施設の使用を制限することができる。

(緊急時の使用制限)

第二十一条 指定管理者は、次に掲げる事由により施設の全部又は一部の使用ができない場合には、使用者の承諾を得ることなく許可船舶を移動させることができるものとする。

- 一 天災等により施設が著しい損傷を受けたとき。
- 二 行政機関が法令等に基づいて施設を使用するとき。

三 地震防災応急対策として施設が使用されるとき。

第八章 損害の負担及び紛争の処理

(許可船舶等の損害の負担)

第二十二条 台風、地震、津波等の天災地変、第三者の行為、不可抗力その他知事若しくは指定管理者の責めに帰すことができない事由によって、許可船舶が滅失、毀損、盜難等の損害を被り、又は使用者等若しくは第三者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合において、県及び指定管理者は、使用者等及び第三者に対し、何ら責任を負わないものとする。

2 前項の場合において、滅失し、又はその全部若しくは一部が修理不能となつた許可船舶により他の許可船舶の施設内の航行等に支障を生じたときは、指定管理者は、使用者等に対し当該許可船舶の施設内からの搬出を指示することができるものとする。

(紛争の処理)

第二十三条 使用者等の行為又は使用者等が管理すべき船舶等により、第三者との間に紛争、事故等が発生したときは、使用者等は、使用者等自身の責任と負担においてこれを処理し、又は解決するものとする。

2 前項の場合において、全ての使用者等は、相互に連帶して前項の責任を負い、処理又は解決するものとする。

3 第一項の場合において、県又は指定管理者が紛争、事故等の処理又は解決を行つたときは、当該処理又は解決に要した費用は、全て使用者等の負担とする。

第九章 使用許可期間等

(使用許可期間)

第二十四条 艇置施設（ビジター用海上艇置施設を除く。）、船台（陸上艇置施設を使用する場合に限る。）及び上下架施設（陸上艇置施設を使用する場合に限る。）の使用許可期間は、原則として一年以内とする。

2 前項の使用許可期間満了後、引き続いて当該艇置施設を使用しようとする者は、指定管理者から使用許可期間の更新使用許可を受けなければならぬ。

3 前項の許可を受けようとする者は、使用許可期間満了日の二月前までに指定管理者に当該期間の更新使用許可の申請をしなければならない。

(艇置区画の決定)

第二十五条 指定管理者は、原則として先に使用許可を受けた船舶を優先して艇置する区画の決定を行う。ただし、指定管理者が艇置施設の効率的かつ公平な利用のため必要と認めるとときは、決定された艇置する区画の変更を命じることができる。

第十章 使用許可の取消し等

第二十六条 次の各号のいずれかに該当するときには、指定管理者は使用者に対し、施設の使用を禁止し、施設の使用許可を取り消し、又は原状回復その他必要な措置を命じることができる。

一 条例第十一條の四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第五条、第六条、第十三条及び第十七条の規定に違反したとき。

三 支払期限を経過しても、利用料を支払わないとき。

四 許可条件に違反したとき。

五 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。

六 使用許可期間を超えて使用したとき。

七 指定管理者に無断で施設に工作物を設置したとき。

八 施設を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

九 施設若しくは設備の保全上、機能確保上又は管理運営上の必要が生じたとき。

第十一章 使用許可の終了

(死亡による使用許可の終了)

第二十七条 許可船舶の単独所有者である使用者が死亡したときは、施設の使用許可は、何らの手続を要することなく終了するものとする。

(解散等による使用許可の終了)

第二十八条 使用者が法人である場合において、その法人が解散、営業の譲渡又は他社との合併を行つたときは、施設の使用許可は、何らの手続を要することなく終了するものとする。ただし、他社との合併を行う場合において、使用者である法人が事前に指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用許可期間満了等の効果)

第二十九条 使用許可期間の満了、許可の取消しその他の事由により使用関係が終了したときは、使用者は、直ちに、許可船舶を自らの負担で施設から搬出しなければならない。

第十二章 研修室、駐車場及び構内道路

(研修室、駐車場及びシャワーの使用)

第三十条 研修室、駐車場及びシャワーを使用する者は、使用時間及び使用方法について、知事又は指定管理者の指示に従わなければならない。

(構内道路の使用)

第三十一条 構内道路を使用する者は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他関係法令を遵守しなければならない。

第十三章 雜則

(災害時の協力要請等)

第三十二条 知事又は指定管理者が使用者等に対し災害、催事等の際に許可船舶の移動その他の協力を要請したときは、使用者等は、当該要請に応じるよう努めなければならない。

(資料提出義務)

第三十三条 使用者は、知事又は指定管理者が使用者に対し相当の期間を定めて許可船舶の所有関係、使用者等の資格その他の事項を確認するために必要な資料の提出を求めたときは、直ちに当該資料を知事又は指定管理者に提出しなければならない。

(施設の廃止)

第三十四条 知事又は指定管理者は、天災地変により施設が著しい損傷を受けた場合など施設の運営に支障が生じると判断したときは、施設の全部若しくは一部を廃止し、又はその使用を制限することができるものとする。

- 2 前項の場合において、許可船舶の占有は、知事又は指定管理者に属することなく、使用者等に属するものとし、使用者等は、知事又は指定管理者の承認を得て、許可船舶の移動、保守及び管理を行うことができるものとする。
- 3 前二項の場合において、使用者は、県又は指定管理者に対し、損失補償等の請求をすることができない。

(運用基準)

第三十五条 指定管理者は、条例、規則及びこの基準の定める範囲内で、施設の運用について必要な事項を定めることができる。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。